

高槻市不育症治療費助成事業 申請案内

不育症治療に要した保険適用外治療費の一部を助成します。



不育症とは

妊娠はするが、流産、死産などを繰り返して結果的に子どもを持ってない場合不育症と呼ばれます。一般的には2回連続した流産・死産があれば不育症と診断し、原因を探索します。



高槻市不育症治療費助成事業

法律上の夫婦に、医療機関で不育症治療に要した費用に対して、1年度につき上限30万円まで助成する制度です。

子ども未来部 子ども保健課

申請書などのダウンロードや最新情報などはホームページから

助成内容

医療機関で受けた不育症治療に要した医療保険適用外の治療費の一部を助成します。助成額は、1年度につき上限30万円まで助成します。

令和2年4月1日以降に治療が終了したものから、治療に係る診察や検査費用も治療費の一部として助成対象とします。

ただし、不育症の診断に係る検査費用については、従来通り対象外となります。

助成対象者

次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です。

- 1 治療日、申請日ともに高槻市に住所を有する夫婦であること。
- 2 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- 3 医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、その治療を受けた夫婦であること。

申請に必要な書類

- 1 **高槻市不育症治療費助成事業申請書（様式第1号）**
可能であれば申請書上部の捨印欄に申請者欄の印と同じものを押印してください
- 2 **高槻市不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）〈医療機関記入〉**
1回の治療（その妊娠に関する出産あるいは流産の時点まで）の終了後に、受診した医療機関で証明を受けてください。
- 3 **不育症治療に要した費用の領収書及び明細書**
2の「受診等証明書（様式第2号）」に証明を受けた金額・治療期間分のものをすべて。
- 4 **印鑑**

《さらに、続柄などが確認できない場合は、証明書類の提出をお願いする場合があります。》

申請方法

必要書類をすべて揃えて子ども保健課（子ども保健センター・西部地域保健センター）まで申請してください。申請は郵送でも可としますが、簡易書留などで郵送してください。

〈郵送先〉 〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号
子ども保健課（子ども保健センター） あて

申請期限

治療終了後は、速やかに申請の手続きをしてください。

申請期限は治療が終了した日（出産あるいは流産の判定日）から3ヶ月以内です。

ただし、治療途中での申請はできませんので、必ず治療終了後に申請をしてください。

■ 助成金の支給方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

■ 支給申請の不承認、助成の取り消し

要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、不承認決定通知書を送付します。
また、不正な手段をもって助成を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

■ 医療費控除について

原則、税務署に医療費控除の申告をする前に本助成金の申請を行い、本助成金の助成額を差し引いて医療費控除の申告をしてください。

年度末に治療が終了する場合は、先に医療費控除の申告を行うこともできます（医療費控除の対象となるものは、その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費となります）。ただし、先に医療費控除の申告を行う場合でも、受け取る予定の助成額を差し引いて医療費控除の申告をしてください。受け取る予定の金額を差し引かず医療費控除の申告を行った場合は、後日修正申告が必要となりますのでご注意ください。

■ 助成申請のQ&A

Q1 夫婦どちらかが市外在住の場合、助成を受けることができますか？

A1 原則ご夫婦ともに高槻市在住であることを条件としています。ただし、夫婦どちらかの住民票が高槻市にあり、もう一人の方が海外に居住している場合は対象とします。その場合、海外に居住していることが確認できる公的な書類（戸籍附票の写し等）を添付してください。また法律上の婚姻をしていることを条件としていますので、事実婚は対象外です。

Q2 高槻市へ転入する前に開始した不育症治療については対象になりますか？

A2 治療日・申請日ともに高槻市に住民登録されていることを要件としておりますので、転入前の治療については対象になりません。転入日以降に受けた最初の治療日から対象になります。
また、同様に転出後の申請も対象となりません。必ず転出前にご申請をお願いいたします。

Q3 治療途中で、30万円を越えたので申請できますか？

A3 不育症の治療期間は、その妊娠に関する出産あるいは流産の時点までとなります。
治療途中での申請はできませんので、治療後3ヶ月以内にすみやかに申請をしてください。

Q4 第2子の不育症治療は対象になりますか？

A4 第何子目の治療でも対象となります。

Q5 不育症治療の検査をして治療に至らなかった場合は、検査費用は助成の対象になりますか？

A5 不育症の診断に係る検査費用は助成の対象になりません。

Q6 同じ年度に流産をしたため、2回不育症治療をしました。この場合はどうなりますか？

A6 1回目の治療終了後、申請期間内に申請をしてください。審査後、1年度の上限30万円の範囲で助成をします。その後、同じ年度内に2回目の申請をされた場合は、1年度の上限30万円から、1回目の助成額を引いた額の範囲で助成します。

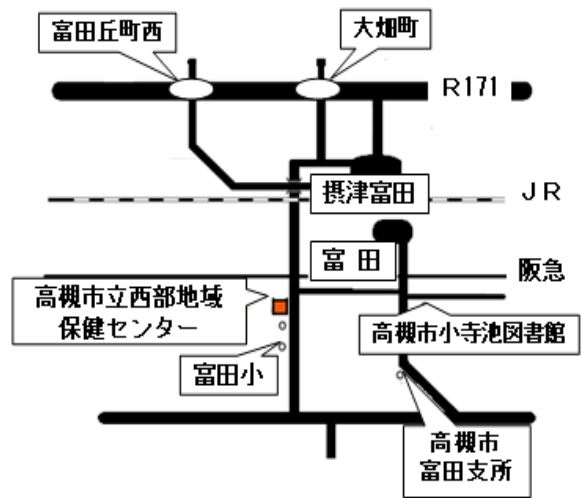
Q7 2つ以上の医療機関で不育症医療を受けた場合、受診等証明書はどうすればよいですか？

A7 それぞれの医療機関ごとに受診等証明書が必要となります。

<お問合せ・申請先> 子ども未来部 子ども保健課



子ども保健センター
高槻市八丁畷町12番5号
TEL: 072-648-3272



西部地域保健センター
高槻市富田町2丁目4番1号
TEL: 072-696-9460